

募集要項

1 業務の概要

(1) 業務の名称

仙台スタジアム利活用サウンディング支援業務委託

(2) 業務目的

「仙台市スポーツ推進計画 2022-2031」では3つの基本方針の1つに「スポーツを核としたにぎわいの創出」を掲げている。その実現に当たっては、地域に根差したプロスポーツチームとの連携が有効であり、本市に存在する4つのプロスポーツチームのうち2つがホームスタジアムとしている仙台スタジアムの果たす役割は大きい。

また、泉区役所の建て替えに併せて進められている泉中央地区一帯の賑わいづくりに向けたい取り組みとの関係においても、当該スタジアムの集客性向上は重要である。

一方、集客性の向上という観点からは、ホームゲーム開催時以外の利活用の在り方に課題がある。

以上のことから、スポーツ振興を通じた地域の賑わい創出に向けて、市有施設の利活用可能性を検証する趣旨から、地域に根差した複数のプロスポーツチームのホームである仙台スタジアムの利活用について関係者に対しサウンディング調査を実施するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(4) 業務内容

別紙「仙台スタジアム利活用サウンディング支援業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(5) 業務委託料提案上限額

金 2,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 仙台市一般競争入札参加資格者登録名簿へ登録されている者であること。
- (2) 受付期間内に、有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。
- (5) 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人またはその他の法人が発注し、スポーツ施設または公園に係るサウンディング調査を行った実績があること。ただし、対象とする実績は、日本国内の業務かつ令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに業務が完了したもの(共同企業体の構成員として行った場合においては、代表者として行ったもの)に限る。

3 公募スケジュール

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 募集要項公開 | 令和 5 年 11 月 20 日(月) |
| (2) 質問受付期限 | 令和 5 年 11 月 22 日(水) 午後 5 時 |
| (3) 質問への回答 | 令和 5 年 11 月 27 日(月) |
| (4) 参加表明書・提案書提出期限 | 令和 5 年 11 月 30 日(木) 午後 5 時 |
| (5) 審査 ※予定 | 令和 5 年 12 月 4 日(月) |
| (6) 受託候補者決定(通知・公開) | 令和 5 年 12 月 5 日(火) |
| (7) 受託候補者との協議、契約締結 | 令和 5 年 12 月上旬 |

4 質問の提出方法及び回答の方法

(1) 質問の提出方法

- ①任意様式により電子メールで「8 事務局」あてに提出すること。
- ②受付期限は令和5年11月22日（水）午後5時までとする。
- ③留意点
 - ア) 電子メール以外での質問は受け付けない。
 - イ) 電子メールの標題は、「仙台スタジアム利活用サウンディング支援業務に係る公募型プロポーザルに関する質問【応募者名】」とすること。
 - ウ) 質問の内容に疑義が生じた場合は、事務局より質問者へ問合せをする場合がある。

(2) 質問への回答

- ①令和5年11月27日（月）に本市のホームページに回答を掲載する。
- ②留意点
 - ア) 回答は本募集要項と一体のものとして、同等の効力を持つものとする。
 - イ) 質問者の名称等は公表しない。

5 参加表明に係る書類及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとするものは、以下により参加表明に係る書類及び提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

次に掲げる書類を5部（正本1部、副本4部）提出すること。

	提出書類	様式	備考
参加表明に係る書類	参加表明書	様式第1号	
	会社概要	任意様式	会社概要パンフレットなど
	市税や消費税等の滞納が無いことの証明書	—	【市内に本店、支店または営業所を有する場合】 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書 【市内に本店等を有しない場合】 現在の主たる事業所所在市町村の市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書
	誓約書	様式第2号	
企画提案書	実施体制	提案様式1	
	業務実績	提案様式2	業務実績が分かる資料（仕様書、契約書等）の写しを添付すること
	実施方針・内容	提案様式3	
	有益な知見やノウハウ	提案様式4	
	独自視点・創意工夫	提案様式5	
	見積書	任意様式	

(2) 受付期間及び提出方法

令和5年11月30日(木)午後5時(必着)までに、「8 事務局」あて持参または郵送すること。

(3) 留意点

- ①使用言語は日本語、フォントはMS 明朝体 10.5 ポイントで統一すること。
- ②作成にあたっては、様式に記載の説明用語の削除や枠の拡張は行わないこと。
- ③企画提案書には、応募者が特定できる名称(会社名、住所、氏名等)、ロゴマーク等を一切記載しないこと。
- ④企画提案書には、必要に応じて図表等を用いることができる。図表等のフォントやポイントは任意とする。
- ⑤副本は、正本の写しを提出するものとするが、参加表明に係る書類、企画提案書共に、応募者が特定できる名称(会社名、住所、氏名等)、ロゴマーク等の記載がある場合は、マスキング加工等により特定できないように加工のうえ提出すること。

(4) プロポーザルの参加を辞退する場合

提出書類を提出した者が参加を辞退する場合は、任意様式により、「8 事務局」あて持参または郵送すること。

6 業務委託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選定方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類の評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

(2) 審査委員会での企画提案書の選定

- ①実施日 令和5年12月4日(月)
- ②実施方法 提出済の提案書等について、書面にて審査を実施する(プレゼンテーションは実施しない)

(3) 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

- ① 業務への理解(配点10点)
本業務の主旨を理解した提案となっているか
- ② 実施体制(配点20点)
業務内容に対して、遂行可能な体制が確保されており、実施体制が適切であるか
- ③ 業務実績(配点10点)
国や地方公共団体等が発注し、公園に係る民間事業者公募の支援に関する業務及びサウンディング調査を行った実績があるか
- ④ 実施方針・内容(配点20点)
業務全体の進め方や考え方、課題に関する提案がなされているか
- ⑤ 有益な知見やノウハウ(配点10点)
本業務を遂行するにあたり有益な知見やノウハウがあると判断できるか

⑥ 独自視点・創意工夫（20点）

本業務の効果的な実現に向けた、独自の提案を具体的かつ明瞭に示しているか

⑦ 見積書の妥当性（10点）

業務に対して見積額やその内容が妥当であるか

（4）審査及び評価の除外

応募者は次のいずれかに該当する場合、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

①本プロポーザルの期間中に指名停止処分を受けた場合

②提示価格が提案上限額を上回っている場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④本プロポーザル参加者による、審査及び評価の公平性を害する行為があった場合

（5）結果通知

応募者それぞれに対して、令和5年12月5日（火）に、審査及び評価の結果を郵送により通知し、併せて本市のホームページ上で公開する。通知を受けた応募者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して、閉庁日を除く7日以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。応募者より非選定理由について説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して、閉庁日を除く7日以内に書面により回答する。

7 契約締結

本市は、業務の内容及び契約条件の詳細について受託候補者と協議し、そのうえで作成した仕様書に基づき、受託候補者から見積書を徴収する。

見積額が提案上限額の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、提出された提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議のうえ、内容を一部変更する場合がある。

8 事務局

仙台市文化観光局 スポーツ振興課事業係

所在地： 仙台市青葉区国分町3丁目7-1 仙台市役所本庁舎4階

電話： 022-214-8800

ファクシミリ： 022-213-3225

電子メール： sim004210@city.sendai.jp